

お知らせ

身体障がい者等に対する 軽自動車税・自動車税の 減免について

障がい者本人またはその家族が障がい者のために使用する車の軽自動車税等が減免される場合があります。ただし、軽自動車・普通自動車のいずれか1台で、事業用のものは除きます。

障がいの区分		障がい者本人が運転する場合	生計を一にする者または常時介護者が運転する場合
視覚障がい		1～4級の1項まで	
聴覚障がい		2～3級	
平衡機能障がい		3級	
音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障がい		3級(喉頭摘出に限る)	
上肢不自由		1～2級の2項まで	
下肢不自由		1～6級まで(7級が2以上ある場合は6級とする)	1～3級の1項まで
体幹不自由		1～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2級(第一種(両上肢)は対象、第二種(一上肢)は対象外)	
	移動機能	1～6級	1～3級(第一種(両下肢)は対象、第二種(一下肢)は対象外)
心臓機能障がい		1級、3級	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこうまたは直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～3級	
肝臓の機能障がい		-	
知的障がい			
精神障がい		療育手帳の障がい程度「A」 精神障害者保健福祉手帳「1級」(自立支援医療(精神)受給者証の交付を受けている者に限る。ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は、医師の通院証明書を添付することにより受給者証に代えることができる)	

※障がい等級は、個別等級によります。

※上記等級の他にも使用目的等の要件があり、該当しない場合は減免とならない場合もあります。詳しい要件等につきましては、各担当窓口までお問い合わせください。

対象者 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で、障がいの程度が一定の範囲に該当する方

対象車両

- 障がい者が所有し、障がい者本人が運転するもの
- 18歳未満の障がい者と生計を共にする家族が所有・運転し、障がい者の通院・通学等に使うもの
- 障がい者が所有し、生計を共にする家族が運転し、障がい者の通院・

通所等に使うもの(精神「1級」・知的障害者「A」の場合は、障がい者所有でなくてよい)。

必要書類など 納税通知書、自動車検査証または標識交付証明書、運転免許証(運転される方のもの)、身体障害者手帳等(原本)、印鑑

【自動車税の減免申請で『家族が運転する場合』に、更に必要となる書類】

同一生計証明書(市役所の障がい福祉窓口で交付)、通院・通学等の証明書(各病院・学校等で交付)

提出先・お問い合わせ先

それぞれ次の申請期間までに手続をしてください。減免を受けたい車の税の種類によって申請期間と窓口が違います。

軽自動車税

申請期間 納税通知書を受け取った日から5月26日(月)まで

窓口 市役所税務課市民税係

(市役所本庁舎1階)

☎ 63-5110

自動車税

申請期間 4月1日(火)から6月2日(月)まで(または、納税通知書に記載された納期限まで)

窓口 佐渡地域振興局県税部収税課

(相川二町目浜町)

☎ 74-3310

トラクター・耕運機(ディーゼル)・船外機・バイク・重機

出張 高価買取 いたします!

☆更に!鉄くず・サビた鉄などは

出張 無料回収 いたします!

④ コンバイン・モーター・アルミサッシ・乾燥機・ボイラー・ホイール・草刈機・電気の線・動噴・チェーンソー・ワイヤー・ウインチ・脱穀機

(株)アクティインターナショナル 佐渡営業所 担当 安達
お気軽にお電話ください! ☎0259-66-2695

有料
広告